

第24期 第22回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和4年4月28日

伊予市農業委員会

# 第 2 4 期

## 第 2 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 2 8 日（木）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 2 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

第 1	議案第 105 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	6 件
	議案第 106 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
	議案第 107 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可の取消について	1 件
	議案第 108 号	非農地証明願いについて	1 件
	議案第 109 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	2 件
第 2	報告第 39 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 40 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第22回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。議席番号〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

### 議案第105号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番（〇〇農業委員）

譲渡人 平岡 〇〇 さん

譲受人 大平 〇〇 さん

申請地 平岡〇〇 畑 〇〇㎡

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、本日配布しています、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

(〇〇農業委員の意見)

譲渡人の〇〇さんの農地は3畝ほどの狭い農地で、最近草刈だけをしているような状態でした。そこで隣接地を所有している久保さんに譲渡の話を持ちかけたところ話がまとまったようです。〇〇さんは隣接地でびわを栽培しており、農地の集約にも繋がりますので

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。第 105 号番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、第 105 号番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。第 105 号番号 1 について承認いたします。

続いて、第 105 号番号 2、番号 3 につきまして関連性がございますので、事務局の説明をお願いします。

事務局

**2 番 (〇〇農業委員)**

貸出人	〇〇	〇〇	さん
借受人	〇〇	〇〇	さん
申請地	下吾川〇〇	田	〇〇m <sup>2</sup>
	同じく	〇〇	田 〇〇m <sup>2</sup>
	同じく	〇〇	田 〇〇m <sup>2</sup>
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸出人)	農地管理困難	
権利の種類	3年間の使用貸借権設定		

**3 番 (〇〇農業委員)**

貸出人	〇〇	〇〇	さん
借受人	〇〇	〇〇	さん
申請地	下吾川〇〇	田	〇〇m <sup>2</sup>
借受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸出人)	農地管理困難	

権利の種類 3年間の使用貸借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号2、番号3につきまして、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

元の耕作者が事情でできないということで相談を受け、地元関係者とも相談しましたが、地元ではお受けいただける方がいなかったため、運営委員会にも入っていただき、〇〇さんがやってみようということで手を挙げていただきました。〇〇さんは他の地域でも大規模に営農されており、いずれも適切に管理されているということでした。よろしくご審議の程をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2、番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2、番号3について承認いたします。  
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**4番(〇〇推進委員)**

譲渡人	宮下	〇〇	さん
譲受人	宮下	〇〇	さん
申請地	上野〇〇	田	〇〇m <sup>2</sup>
	同じく	〇〇	田 〇〇m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		

申請理由 (譲渡人) 生前贈与  
(譲受人) 生前贈与

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

また、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

事務局からの説明があったとおりでございます。通常の生前贈与ということで、特段の意見はございません。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。  
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**5番(〇〇農業委員)**

譲渡人	熊本県	〇〇	さん
	松山市	〇〇	さん
譲受人	上野	〇〇	さん
申請地	〇〇	田	〇〇m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		

申請理由 (譲受人) 経営の安定化

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

また、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

譲渡人はいずれも地元におらず、〇〇さんの同級生にあたる〇〇さんにお話したところ、  
それであればとお引き受けいただいたところです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで  
しょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。  
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**6番 (〇〇農業委員)**

譲渡人 上野 〇〇 さん

譲受人 中山町出渕 〇〇 さん

申請地 上野〇〇 畑 〇〇㎡

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲受人) 経営の安定化

(譲渡人) 譲受人の要望

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、  
議案説明書のとおりです。

また、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

昔からの知合い同士の間でのやりとりであり、特段の問題はありません。よろしくお願  
いいたします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで  
しょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

#### 議案第106号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達した  
いから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲受人 〇〇

譲渡人 ○○

申請地 双海町○○

転用目的 農家住宅

譲受人は、定年退職を機に農業を継ぐため伊予市双海町に帰郷し、高齢である両親の見守りを行う必要もあるため、両親の住居の近隣に農家住宅を建てるべく転用申請に至ったものです。申請地は10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○推進委員

現地確認を行いました。周辺農地への影響はないと思われまので、問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

借受人 ○○

貸渡人 ○○

申請地 下三谷〇〇

転用目的 分家住宅

借受人は、貸渡人の実子（長女）で、現在独身で賃貸アパートに居住しているが、両親が高齢のため、家族と話し合いの結果、同居して日常生活の介助を行うこととなりました。しかし、建物が古く日常生活に不便であり、また、市街化区域に土地を所有しておらず、他に候補とすべき土地がないため、申請農地に分家住宅を建てるべく転用申請に至ったものです。申請地は10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

果樹を植えておりましたが、同じ敷地内ということで、特段の問題はないと思います。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。この件は、議案第107号の内容と関連がありますが、事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第107号にてご説明させていただき許可の取消しに関連して、あらたに転用許可申請の提出があったものです。ご説明の順序が前後し、申し訳ございません。

議長

あらためて、番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

**議案第107号 農地法第5条の規定に基づく許可の取消について**

農地法第5条第1項の規定に基づく許可の取消願について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

借受人 ○○

貸渡人 ○○

所在地 下三谷○○

転用目的 分家住宅（取消）

借受人は当初、婚姻後に住む住宅を建設するにあたり、平成26年11月25日愛媛県指令中局産振（地5）第173号により、分家住宅の建設のため転用の許可を受けておりましたが、その後婚姻を解消し、当初予定された住宅を建設することがなくなったため、当該許可の取消を願い出たものであります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案第107号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○推進委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第107号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、議案第107号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。議案第 107 号について承認いたします。

#### 議案第 108 号 非農地証明願いについて

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

申出人 ○○

土地所有者 ○○

申出地 三秋城ヶハナ乙 231 番 1

現況 20 年以上前から植林している

申出人の父親が樹園地としてミカン栽培をしていたが、平成 9 年から平成 10 年頃に松山自動車道の工事車両進入路として 4 年間一時転用後、高齢であることや樹園地としての活用が見出せないことを理由に植林。その後、両親が死亡し相続したが、申出人は父親が山林に戻したものと認識していたため、登記上の地目を変更しようとして初めて違反状態と認識。現況、耕作地としては不適な状況であり、法律違反を解消すべく願い出たものです。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案第 108 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○推進委員

現場は、樹木葬の横にあたる場所で、長年、植林状態にあり、農地としての活用は見込めず、地元の方々からも特に問題ないとのことで了解していただいております。よろしく願いします。

議長

ありがとうございます。議案第 108 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 108 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 108 号について承認いたします。

#### 議案第 109 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について (除外)

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1 番

申出人 ○○

土地所有者 ○○

申請地 大平○○

転用目的 植林

申出人の父親から相続。父親は柑橘栽培を行っていましたが、高齢により平成初期頃に果樹を伐採し植林。法令等の認識不足により申出を行っておらず、申出人が相続後に法令違反を認識したため、今回の申請に至ったものであります。農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件については確認済であります。なお、申出地は農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

事務局

○○委員さんは本日御欠席でございます。事務局が○○委員さんのご意見を伺っておりますのでご報告させていただきます。現地は 30 年以上前から山林と化しておりまして、隣接地も同様の状況であります。山林としても特に問題はありません。とのことでした。

議長

番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人 ○○

土地所有者 ○○

申請地 宮下○○

転用目的 携帯電話無線基地局

認定電気通信事業者である楽天モバイル株式会社が、電波状況の品質改善のための中継施設を設置することによる申請であります。農地法施行規則第32条第16号の規定により、認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要ではありますが、農振除外の手続きを要するため申請に至ったものであります。農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済であることを踏まえ、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○推進委員

只今、説明があったとおりでございます。伊予灘SA下り線の付近に位置し、何ら問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

**報告第39号 農地法第4条の規定に基づく届出について**

農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

申請人 ○○(市場)

土地所在地 八倉○○ 畑 ○○㎡

転用目的 農作業用自動車駐車場

転用面積 ○○㎡

議長

報告第39号について、御質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、報告事項でございまして、次に移ります。

**報告第40号 農地法第5条の規定に基づく届出について**

農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人 ○○(米湊)

譲受人 ○○

土地所在地 米湊○○ 田 ○○㎡

転用目的 住宅建築(所有権移転)

転用面積 ○○㎡

議長

報告第 40 号について、御質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、報告事項で  
ございますので、次に移ります。

その他

以上でございますが、皆様から何かご提案があれば出していただければと思います。

ございませんか。それでは次回の農業委員会総会の開催日は、令和 4 年 5 月 27 日（金）  
午後 1 時 30 分から当会場での開催を予定しております。

次回の議事録署名人につきましては、議席番号〇〇番 〇〇委員さん、議席番号〇〇番  
〇〇委員さんを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和 4 年第 22 回伊予市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 22 回伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 2 時 19 分 閉会）

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---